橋本市の自治と協働を
はぐくむ条例

～市民と行政の協働で元気なまちへ～

2019年7月　総合政策部　政策企画課

これからの人口減少社会

2060年（約41年後）

◆**世界の人口**

73億人　⇒⇒⇒102億人（140%）

◆**日本の人口**

1億27百万人　⇒⇒⇒8千7百万人（68%）

◆**橋本市の人口**

6万4千人　⇒⇒⇒3万4千人（53%）

※　減少数の平均約700人/年

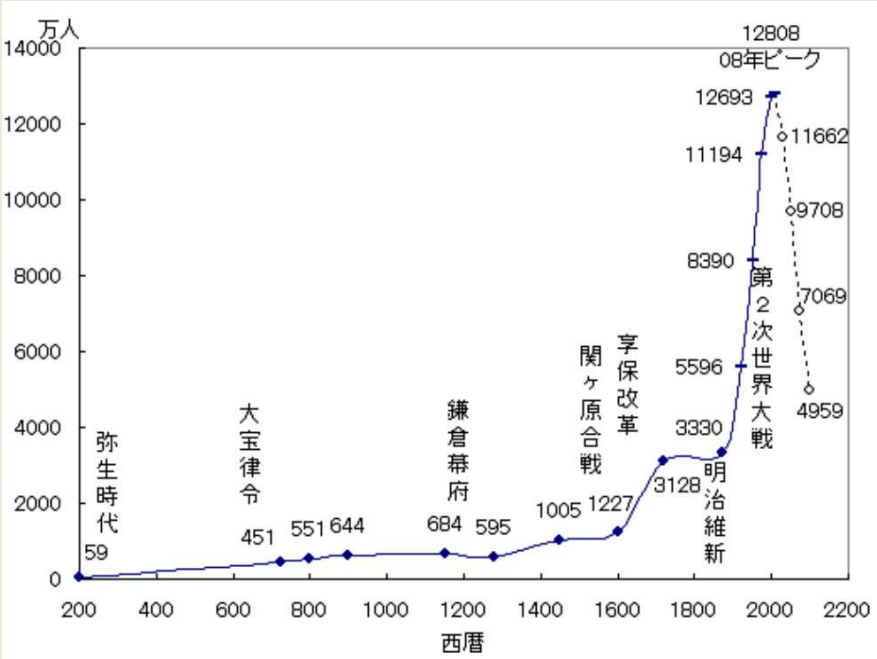

2 「これまで」と「これから」の橋本市

◆**自然動態＋社会動態＝△７００**

近年、約700人の人口が減少している⇒低成長、経済力の低下

問題は・・・少子化と高齢化

◆**人口分布の推移**

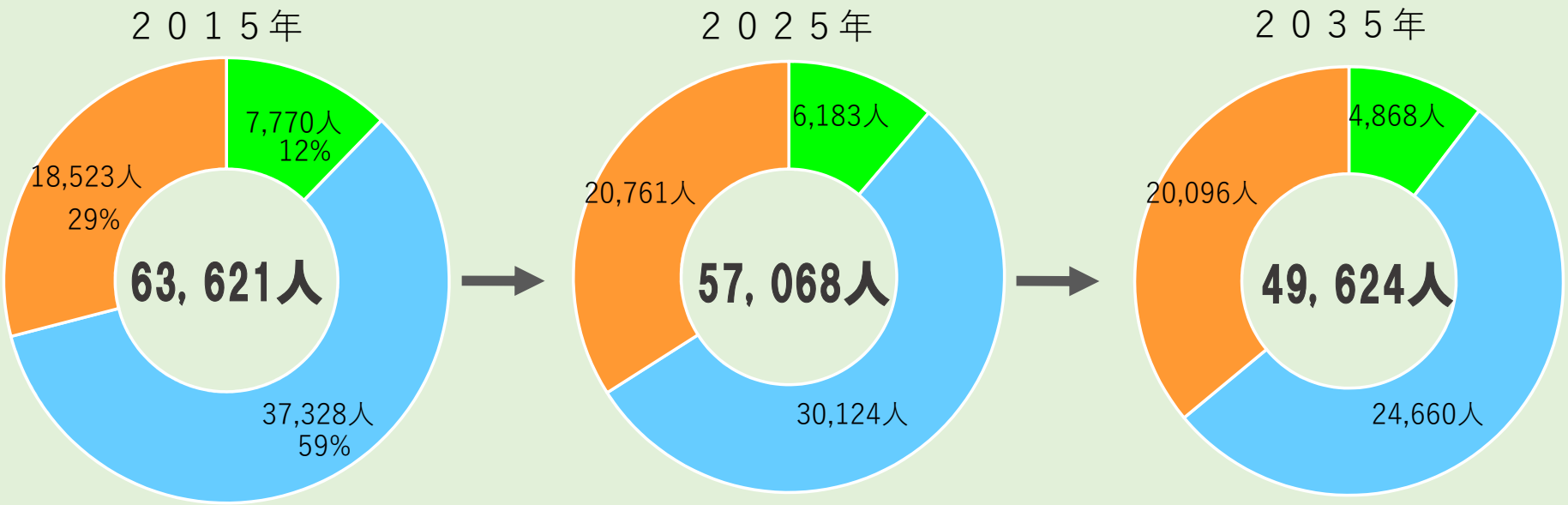

出展「全国小地域別将来人口推計システム」
作成者：井上 孝　http://arcg.is/1LqC6qN

3 橋本市はどうなるの？

◆人口減少・少子高齢化の問題点

・税収の減少（自主財源の確保が困難、職員数の削減、経費の節減、…）
・社会保障費の増加（子育て・教育関連経費、高齢者・障がい者対策経費、…）
・地域活動の担い手の減少など（元気な高齢者が地域を支えている、若い世代は忙しすぎる…）

◆乗り切るためには

・地域の課題を一人ひとりが自分事ととらえ、自ら考え、創造し、責任をもって主体的に行動し続けること。

★<u>市民と行政の協働で元気なまちへ！</u>

4 元気なまちを「はぐくむ」

◆**橋本市の自治と協働をはぐくむ条例**（通称：はぐくむ条例）

・協働のまちづくりのための旗印
・基本的な考え方や基本的な進め方について規定
・まちづくりの「幹」となる条例

★**「自分たちのまちを自分たちでよくしたい」気持ちを後押し**
★**まちづくりを頑張るみなさんの応援をするための条例**

➡ **このまちを、もっと好きになりたいから。**

はぐくむ条例はこうして作られた！

◆**橋本市自治基本条例策定委員会（H29～H30）**

・計10回の会議＋計8回の小委員会を経て、条例素案を策定。

◆**まちづくりタウンミーティング（H29.3／H29.8～10）**

・各地区公民館でタウンミーティングを開催。延べ309名参加

◆**まちづくりシンポジウム（H30.1）**

・策定委員会が主催となり開催。延べ111名参加

◆**中間素案・素案へのパブリックコメント（H29.12／H30.6）**

・13名の方から計54件、11名の方から計29件のご意見をいただいた。

➡**「自治基本条例」から「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」へ**

6 策定委員会から引き継いだ「こだわり」

◆皆さんの活動を後押し！

市民の皆さんの活動を後押しできる条例にするため、「責務」や「義務」ではなく「役割」という表現を使用。

◆「です・ます調」

読みやすく、理解しやすいようにするとともに、親しみやすいように、条文全体を「です・ます調」で表現。

◆作ってからも育みます！

条例を制定するだけでなく、将来にわたってこの条例を育む仕組みを規定。

この条例も、橋本市も、愛情を持ってみんなで大事に守って育んでいきたいという想いを込めた。

◆「はぐくむ」

大切に守り大きくする、大事に守って発展させる、という意味から「はぐくむ」という言葉を選び、やわらかさを重視するため平仮名表記とした。

◆「私たち」

自分たちのまちは自分たちでつくる！という当事者性を表現するために、市民と市をひっくるめて「私たち」という主語を使用。

はぐくむ条例の構成

前文

条例の主旨、制定理由を明確にし、この条例で目指すまちのすがたを文章で述べます。

第１章　総則

条例制定の目的、用語の定義、基本理念、基本原則を述べます。

市民、市議会、市長等及び職員のそれぞれが果たす役割を述べます。

第２章　市民

第３章　市議会

第４章　市長等及び職員

第５章　地域づくり

地域主体のまちづくり、地域運営組織、民間非営利組織について述べます。

第６章　市政運営

総合計画、財政運営、行政評価について述べます。

第７章　条例の位置付け

この条例の位置づけを述べます。

第８章　条例の検証及び見直し

この条例の検証及び見直しの方法等について述べます。

前文（5つの要素）

条例制定の背景と必要性

↓

◆条例の趣旨を明確に
◆橋本市はどんなまちか
◆どんなまちを目指すのか
◆まちへの想いを共有

↓

<u>同じ意識を持って</u>まちづくりを進めることができる

第1章　総則

目　的

まちづくりの基本理念と基本原則を明らかにすること

協働によるまちづくりの推進

自立した地域社会をつくること

基本理念（基本となる考え方）

住み慣れた地域で

子どもから高齢者まで

地域全体で支えあいながら

安心・安全な生活をおくれる

まちを目指します！

協働してまちづくりを
進めます！

第1章　総則

基本原則

情報共有

まず市民と市、市民間や市の内部でお互いに情報を発信し、共有し合う必要があります。

市民参画

市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努める必要があります。

また、市はその参画のための機会を設ける必要があります。

協働のまちづくり

適切な役割分担のもとで連携し、協働してまちづくりに取り組みます。

市民も含め、市全体が一体となって取り組むことが大切です。

相互の尊重

住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見や行動を尊重し合うことが重要です。

第1章　総則

定　義

私たち	市民と市のこと。
市 民	・市内に在住、在勤、在学する人 ・市内でまちづくりに関わる個人、団体（法人を含む） ・市内に事業所を置く事業者
市	市議会及び市長等によって構成される橋本市。
市長等	市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会

まちづくり

住みよい豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動

参　画

自らの意思でまちづくりに関わること

協　働

立場の異なる様々な担い手が、お互いを尊重しながら、それぞれの知恵や経験、専門性などの特性を生かし、それぞれの役割のもと、共に考え、共に力を合わせて取り組むこと。

第2章 市民・第3章 市議会・第4章 市長等及び職員

市民の役割

◆自主的にまちづくりに参画

◆自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、情報を出し合い共有。

市長等の役割

◆市政運営に関する情報について市民との情報の共有に努める。

◆市民がまちづくりや市政に参画する機会を設ける。

◆全ての市民が自発的・自主的にまちづくりに参画できるよう支援する。

市議会の役割

◆市の意思決定機関として議決の責任を負い、行政活動の監視や政策の立案を行う。

◆基本的な事項については橋本市議会基本条例を尊重。

職員の役割

◆市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努める。

◆職務について必要な知識、技術等を習得し、市民と協働してまちづくりに取り組む。

まちづくりって私にもできるの？

◆実は、身近にたくさんあります！たとえば…

地域の清掃活動や
行事に参加する

選挙で市長や
議員を選ぶ

地域の子どもたち
を見守る

地域の高齢者の
ゴミ出しを手伝う

ボランティア活動
を行う

お祭りや伝統行事
に参加する

区や自治会の活動
を行う

市の広報や
ホームページで
行政の情報を得る

もうすでにまちづくりに参画してくださっている方がたくさん！

第5章　地域づくり

◆地域主体のまちづくり

・市民は自主的な意思によってまちづくりに取り組む
・市民は助け合いながら地域課題の解決に向けて取り組む
・市は地域のまちづくりを支援し、必要な施策を推進する
・市民による自主的なまちづくりを行うために「**地域運営組織**」を設立することができる
・区・自治会や地域運営組織のほか、NPO、ボランティアなどの**民間非営利組織**も重要な役割を担う

Q A 地域運営組織ってなに？

地域が持つ実情や特色を生かした、多様なまちづくりに取り組んでいくためのもの。
地区割、設立要件などは2019年度から本格検討スタート！（…地域運営組織検討懇話会）

第6章　市政運営

◆総合計画
・市の総合的、計画的な行政運営の指針を示すものとして策定。
・地域別計画で総合計画を補完する。

◆財政運営
・総合計画や行政評価の結果を踏まえて使途を決定する。
・編成した予算は、市議会の議決、承認を得て執行。

◆行政評価
・市民参画のもと、行政評価を実施。

★**どの過程においても、**
市民参画・情報共有を大切に！

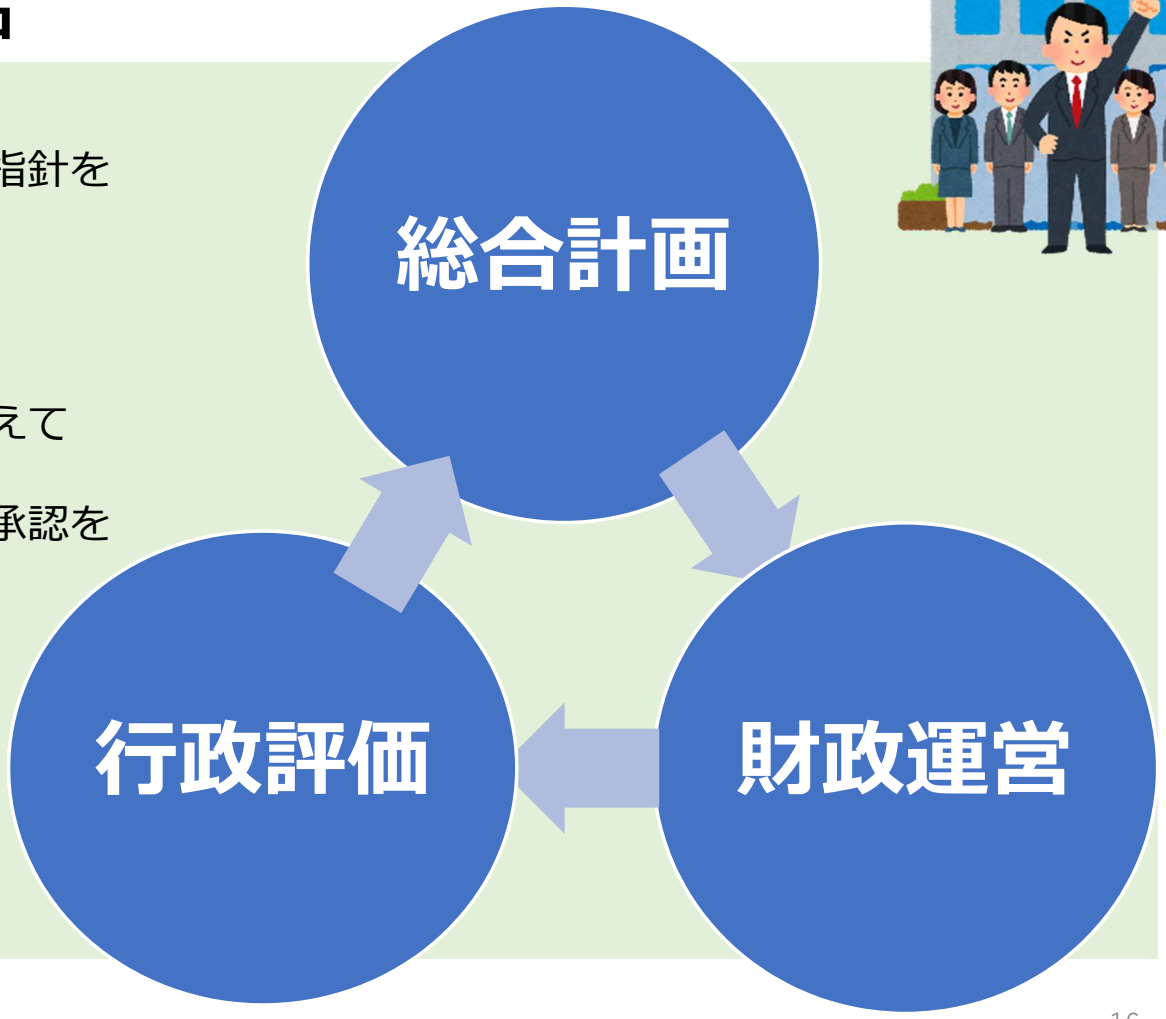

第7章　条例の位置づけ

◆基本理念にあるまちづくりを進めるため、
この条例の位置づけを定めています。

◆基本理念にあるまちづくりを進め、
橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、
市民と市はこの条例を尊重し、
誠実に守ることが大切です。

第8章　条例の検証及び見直し

◆はぐくむ条例

・策定するだけではなく、条例を「育み続ける」

・その時々の橋本市や社会情勢に適合しているか？

・**毎年度効果を検証 → 必要に応じて見直す**

◆はぐくむ委員会

・検証と見直しを行う委員会

・市民の参画

・学識経験者、関係団体、
市民など20人で組織

より多くの方に
関わってもらえるように、
任期は2年！

8 条例制定はゴールではなくスタート！

・**条例制定＝スタートライン**
・はぐくむ条例を旗印に、みんなで
　できることから少しずつ始めることが大切
・まちのことは、**私たち**のこと
・ひとりひとりの
　「**身近にできるまちづくり**」が
　橋本市全体のまちづくりに繋がる！
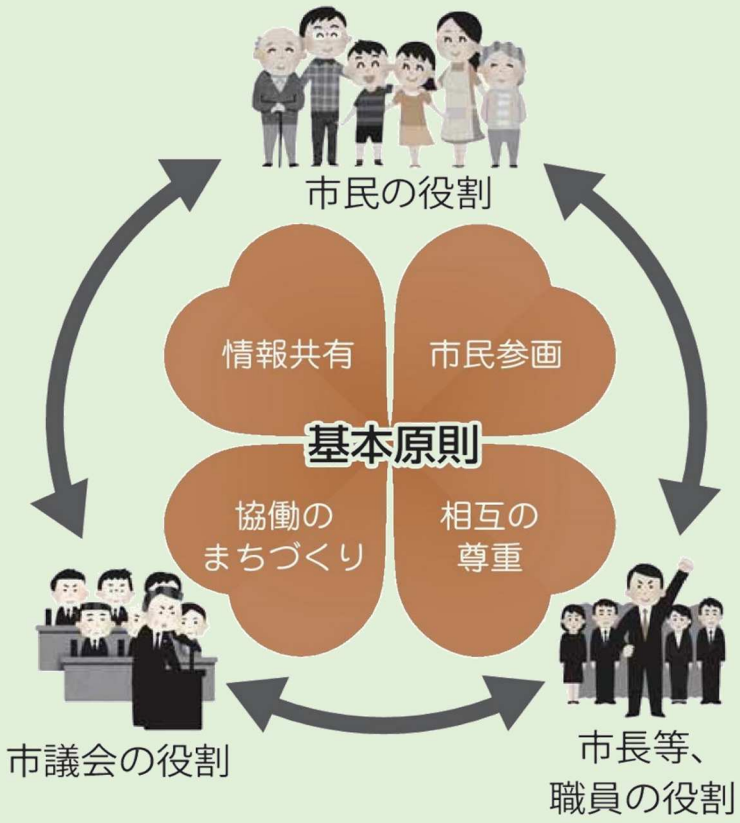
市民と行政の協働で元気なまちへ！